

区民意見反映制度により寄せられた素案に対する意見と区の考え方

1 意見募集期間

令和5年12月11日（月）から令和6年1月15日（月）まで

2 周知方法

- ア ねりま区報（12月11日号）・区ホームページへの掲載、
区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、防災計画課、防災学習センターでの閲覧
区立小中学生用タブレットパソコンの「ブックマーク」で閲覧、児童館での閲覧
- イ 練馬区防災懇談会、心のあかりを灯す会に、計画素案について説明

3 意見件数

87件（15名・1団体）

うち子どもからの意見は5名5件

4 意見に対する対応状況

対応区分		件数		
		合計	*1	*2
◎	意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	3		1
○	素案に趣旨を掲載しているもの	59	3	1
□	素案に記載はないが、他の施策・事業等ですでに実施しているもの	9		1
△	事業実施等の際に検討するもの	14	2	
※	趣旨を反映できないもの	2		
合計		87	5	3

*1 うち子どもからの意見

*2 うち能登半島地震に関する意見

5 寄せられた意見（要旨）と区の考え方

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
計画全般に関すること			
1	<p>「自助」と「共助」というスキームで事業を進めるとのことだが「公助」がなければ「自助」に結びつかないのではないかと。</p> <p>また、地震以外に水災害なども含め、練馬区の主な取組内容を実際に被災した他自治体と議論し、別の観点から取り入れられるものがあれば計画に盛り込んでもらいたい。</p>	<p>地域防災計画では、区・東京都（警視庁・東京消防庁等を含む。）・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災機関が、各々が持つ全機能を有効に発揮して、練馬区の区域に係わる災害予防、災害応急対策、災害復旧、災害復興を行い、区民の生命・身体・財産を災害から守るための対策を定めています。そのような公助対策を行っていく前提の下、区、防災機関、区民防災組織、事業者、区民が連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」による災害対応力を向上させることとしています。</p> <p>また、地震災害のみならず、水災害等の対策も定めており、他自治体における過去の大災害の経験や教訓なども踏まえた計画としています。</p>	○
2	<p>具体的な時期や数値などの数値目標を掲げながら事業を進める必要がある。</p>	<p>他の行政計画とは異なり、地域防災計画は、練馬区防災会議が定める計画で、練馬区以外にも、消防署、警察署、ライフライン機関などが処理する事務や業務の大綱を定めるものです。</p> <p>区の令和6年度からの重点的な取組については、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に位置付け、同アクションプランで具体的な数値目標等を設定し、計画的に事業を進めることとしています。</p>	○
3	<p>「計画修正の概要」に記載していることは、いずれも非常に重要なことが取り上げられている。「（1）被害想定で示された課題への対応」と「（3）防災・減災対策の具体化」は、いずれも防災のための具体的で重要な対策だが、（1）と（3）で差別化している理由はあるのか。</p>	<p>「（1）被害想定で示された課題への対応」は、区として向こう5年間で重点的取り組んでいく事業になります。</p> <p>「（3）防災・減災対策の具体化」については、これまでの取組を地域防災計画上、具体的に記載して、対策を一層進めていくという考えで記載しています。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
4	<p>令和6年能登半島地震を対岸の火事と考えず、大災害に対応できるように備えるべきである。</p>	<p>令和6年能登半島地震では、木造住宅密集地域での大規模火災や、築年数の古い木造家屋の多数倒壊、道路陥没や土砂崩れ等による交通インフラの寸断、避難所への物資輸送の停滞などが発生しました。</p> <p>今回の地震の状況を踏まえ、木造住宅密集地域での火災延焼防止、耐震化の促進、避難経路・緊急輸送経路の確保、備蓄の充実などの対策を加速させます。</p>	◎
減災目標に関すること			
5	<p>減災目標で、人的・物的被害を概ね半減、とご説明があったが、避難者数や帰宅困難者数などについても、半減を目指すのか。</p> <p>また、死者や負傷者は、物的被害と明確に連動して増減するが、避難者や帰宅困難者、あるいはライフラインの場合には、機械的に被害想定を計算することが難しいと思う。被害想定が困難である要素を含む全体の被害、全てについて半減を目指すという理解でよいか。</p>	<p>人的被害については死傷者に限らず避難者や帰宅困難者なども含めて半減を目指します。避難者・帰宅困難者数を減らすため、在宅避難の推進や帰宅困難者対策なども、引き続き取り組みます。</p>	○
6	<p>被害想定による出火件数28件の内訳で、マンションの出火件数はあるか。</p> <p>また、区の減災目標「人的・物的被害の半減」は、これら被害想定での半減を目指すということによいか。</p>	<p>区の被害想定指標としている「首都直下地震等による東京の被害想定」では、出火件数は示していませんが、火災の発生場所などの具体については、示されていません。</p> <p>減災目標は、これら被害想定で示された、人的・物的被害を半減することを目標としています。</p>	○
防災まちづくりに関すること			
7	<p>区として、防災まちづくりを進めるうえで、ポケットパークの整備やかまどベンチの設置について検討してはどうか。</p>	<p>密集住宅市街地整備促進事業が終了した江古田北部地区、北町地区、練馬地区では、事業により公園等の整備を行い、防災性の向上を図りました。現在事業中の貫井・富士見台地区および桜台東部地区においても、ポケットパークを含む公園用地の取得に取り組んでいます。公園を整備する際には、整備内容について地域の皆さまの意見を伺い、防災設備の設置等についても検討することとしています。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
8	<p>旧建築基準法時に建設された非木造建築物の耐震化を促進されたい。倒壊時に周囲の建物を巻き込んだり、道路に倒れるなどして、二次被害の発生や避難、救助活動の妨げになりかねない。</p>	<p>旧耐震基準の非木造建築物については、練馬区耐震改修促進計画に基づき、耐震診断、実施設計、改修工事の費用助成を行っています。</p> <p>また、元日に発生した能登半島地震では、建築物の倒壊により道路が閉塞し、消火・救助活動の妨げになるなど、甚大な被害が生じました。こうしたことから、区では、老朽木造住宅が密集し、狭あいな道路が多く、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い防災まちづくり事業実施地区（密集住宅市街地整備促進事業実施地区、防災まちづくり推進地区）において、旧耐震基準の住宅の耐震改修工事等の助成を拡充するなど、区民の生命を守るため「攻めの防災」を更に加速化させ、耐震化を促進していきます。</p>	□
9	<p>道路沿いの電柱や大木は、揺れや液状化で倒れると、道路をふさいだり、周辺の建物に当たって危険である。道路や避難拠点周辺、住宅街の公園にある大木は、倒木の危険性も見ながら、必要に応じて伐採する必要がある。</p>	<p>街路樹や公園の樹木等は、目視による点検や樹木診断を行い、倒木等の危険性があるものについては、植え替えなどにより対応しています。今後も計画的な樹木更新に取り組んでいきます。</p>	□
出火防止対策と初期消火対策に関すること			
10	<p>初期消火対策として、特に中高生や高齢者など日中地域にいる人々に、スタンドパイプの使い方を周知すべきである。</p>	<p>中高生や高齢者を含め、多くの区民が初期消火訓練に参加できるよう、防災訓練車を活用して地域で積極的に訓練を展開します。あわせて、防災学習センターでは初期消火に特化した講習会を行います。これらの取組を通じて、地域の初期消火力を強化させていきます。</p>	○
11	<p>感震ブレーカーは、各家庭で設置を判断するため、大幅な設置率の向上は難しいと考える。</p> <p>例えば、新築の際に感震ブレーカーの設置を義務化するような仕組みを作るのはどうか。</p>	<p>防災まちづくり事業実施地区（密集住宅市街地整備促進事業実施地区および防災まちづくり推進地区）の木造住宅世帯や、特に配慮が必要な避難行動要支援者を対象に、リーフレットの発行、イベントでの啓発や訓練を通じて、各家庭の状況に応じた感震ブレーカーを設置するよう重点的に周知・啓発を行います。さらに、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を実施し、設置率の向上に取り組みます。</p> <p>感震ブレーカー設置の義務化については、慎重な検討が必要であり、国や東京都で対応すべきものと考えています。</p>	※

番号	意見【概要】	区のお考え方	対応状況
12	<p>阪神淡路大震災では、水槽などに取り付けている観賞魚用ヒーターなどの電気機器から出火し、火災になった事例を聞いたことがある。</p> <p>過去にどのような電気火災の事例があり、それを防ぐにはどんな備えが必要か、事象ごとの対策を合わせて伝えていくことが大切である。</p>	<p>火災による被害を防止するため、出火防止対策と地域の初期消火力の強化に取り組みます。リーフレットの発行、イベントでの啓発や訓練を通じて、各家庭の状況に応じた感震ブレーカーを設置するよう周知・啓発を行います。これらの取組の中で、電気火災への対策事例も紹介していきます。</p>	○
13	<p>街頭に設置したスタンドパイプを力の弱い女性や高齢者でも使用できるような支援策を伺う。</p>	<p>消火栓用マンホールは重いため、女性や高齢者が一人では開けることができない、などのご意見をいただいています。</p> <p>消火用スタンドパイプ一式には、消火栓用マンホールを開けるための開栓用金具が入っており、ご自身でマンホールを開けることができない場合でも、周囲の方に手伝ってもらうことは可能です。</p> <p>新たに導入する防災訓練車を活用して、地域で積極的に初期消火訓練を展開し、地域住民の皆さんに消火用スタンドパイプの使用方法を周知していきます。</p>	○
14	<p>感震ブレーカーを東京都が配布するとあるが、区としては、感震ブレーカーの取付支援を行うなど、東京都の取組と重複することのないよう、補完し合いながら役割分担をすることが必要である。</p>	<p>東京都は、東京都防災都市づくり推進計画で定める木造住宅密集地域（区内20町丁目）を対象に、特定機器のみを遮断するコンセント型の感震ブレーカーを配布しています。</p> <p>区は、令和6年度から地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い、防災まちづくり事業実施地区（密集住宅市街地整備促進事業実施地区および防災まちづくり推進地区）の木造住宅世帯や、特に配慮が必要な避難行動要支援者を対象に、ブレーカー本体を遮断するタイプの感震ブレーカーを無償で貸与するほか、リーフレットによる周知・啓発や希望者に対して感震ブレーカーの取付支援等を実施していきます。</p> <p>一部の地域は重複しますが、東京都とは異なるタイプの感震ブレーカーを貸与します。</p>	○
15	<p>火災の防止対策と要配慮者対策に力を入れてほしい。</p>	<p>今回の地域防災計画の修正や「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の策定にあたっては、火災対策と避難行動要支援者対策を、重点的な取組の一つとしています。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
16	<p>今回は想定地震が異なることで被害が増えたと思うが、出火あるいは感知の早期化のために東京消防庁が積極的に進めている取組として、住宅用火災警報器の設置がある。住宅用火災警報器は、通常時の火災も、地震時の火災も当然検知するが、設置していても実際の火災で作動しなかったという例もある。</p> <p>地震時だけでなく日常の火災も防止するため、住宅用火災警報器の設置や維持管理が重要である。</p>	<p>住宅用火災警報器の設置や老朽化更新については、これまでも区報や「防災の手引」で周知しています。引き続き、消防署と連携して周知・啓発に取り組んでいきます。</p>	○
17	<p>スタンドパイプは一般の方でも訓練すれば操作できるし、消火能力も高いと思う。</p> <p>さらに多く設置して、訓練にも多くの住民が参加できると良い。</p>	<p>ねりま防災カレッジ事業において、消火用スタンドパイプ等を活用した、初期消火に特化した講習会を開始します。また、多くの区民が初期消火を体験できるよう、新たに導入する防災訓練車を活用して、地域で積極的に初期消火訓練を展開します。</p> <p>また、区民防災組織への消火用スタンドパイプの増配備に加え、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性の高い地区から優先的に、区立施設やコンビニなどの街頭に消火用スタンドパイプを設置します。</p>	○
18	<p>スタンドパイプをどこに設置して、誰が使用するのか、また、操作方法を具体的に示すなど、目標を掲げる計画が必要だ。</p>	<p>消火用スタンドパイプの操作は訓練が必要なことから、区民防災組織に貸与し、地域の資器材格納庫で保管しています。</p> <p>今後は、多くの区民の方々に、初期消火を行っていただくため、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地区から優先的に、消火用スタンドパイプを区立施設やコンビニなどの街頭に設置します。</p> <p>なお、消火用スタンドパイプの貸与数や設置数については、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」アクションプランにおいて定めています。</p>	○
19	<p>感震ブレーカーも大切だが、限りある財源なので、初期消火対策としてスタンドパイプの配備を重点的に行うなど、優先度を決めた集中的な施策展開も有効だ。</p>	<p>火災による被害を防止するためには、出火防止対策と地域の初期消火力の強化の両面で重点的に取り組んでいくことが重要です。</p> <p>感震ブレーカーの無償貸与に加え、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地区から優先的に、消火用スタンドパイプを区立施設やコンビニなどの街頭に設置します。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
20	<p>消火用スタンドパイプは住民にとっても非常に使いやすく、防災井戸等のない地域でも使えるものがある。一方で、消火栓などの水利がどこにあるかという情報がわからないと使用できないと思うので、設置とともに水利の情報を住民に伝えることが重要である。</p>	<p>消火用スタンドパイプ設置にあたっては、誰もが使えるように設置していくことが重要と考えています。一般の方は、消火栓の場所が分からない方も多くいます。消火用スタンドパイプの設置場所には、近隣の消火栓の位置を示した地図を配備することを検討しています。</p>	○
21	<p>発災当日の火災だけでなく、3日後、4日後の通電火災への対策も重要である。</p>	<p>阪神・淡路大震災では、地震直後が最も出火件数が多かったものの、停電復旧に伴う電気火災が発生したため、地震発生後数時間が経過しても火災が発生したと言われていました。</p> <p>区では、通電火災などの出火防止対策を強化するため、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い、防災まちづくり事業実施地区（密集住宅市街地整備促進事業実施地区および防災まちづくり推進地区）の木造住宅世帯や、特に配慮が必要な避難行動要支援者を対象に、リーフレットの発行、イベントでの啓発や訓練を通じて、地震、火災対策の周知・啓発を行います。さらに、感震ブレイカーの無償貸与や取付支援を実施します。</p>	○
中高層マンション防災対策に関すること			
22	<p>民間建築物のエレベーターに人が閉じ込められたと区に通報があった場合に、台帳からエレベーター保守会社を特定し、救出を依頼するとあるが、大規模災害の場合、保守会社の到着を待っているのは、救出にどれだけ時間がかかるかわからない。それよりも、住民が自分たちで応急的にできることを区が率先して支援すべき。また、エレベーター内の備蓄に対する助成を行ってはどうか。</p>	<p>エレベーターに人が閉じ込められた場合には、救出時に二次災害のおそれがあるため、有資格者が安全確認のうえで作業を行うことが原則です。</p> <p>エレベーター内の外部連絡装置により、建物管理者または保守会社に救出を要請することが優先されますが、区に通報があった場合は、保守会社を特定し、救出を依頼します。</p> <p>区は、エレベーター内の閉じ込め時に使用する用品（飲料水等）を椅子の中に収納した「エレベーターチェア」をあっせん価格でご案内し、緊急時の備えをしていただくよう周知・啓発しています。</p> <p>東京都では、「東京とどまるマンション」に登録したマンション管理組合に対して、エレベーター用防災キャビネット等の購入費用に対する補助を実施しています。マンション防災会の活動支援を行う中で、東京都の制度の活用についても周知していきます。</p> <p>また、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全戸に配布し、居住者の防災意識向上に取り組みます。</p>	□

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
23	<p>中高層マンションへの応急給水栓やマンホールトイレの整備補助について、一部はマンション在住者の負担になることから、補助比率の見直しや当該設備の貸与を含め、負担軽減を検討すべきである。</p>	<p>在宅避難を可能とするためには、マンション居住者一人ひとりの備えに加え、マンション内での備えが不可欠です。中高層マンションの応急給水栓等の整備を促進するため補助制度を創設します。補助内容については、事業を開始する際にお示しします。</p>	△
24	<p>「中高層住宅の防災対策ガイドブック」の全面改訂にあたっては、居住者の自助・共助意識を向上させる施策の一環として、編集方針や記事の適切性について、中高層住宅の住民から編集委員を公募したり、広く意見を聴取してはどうか。</p>	<p>「中高層住宅の防災対策ガイドブック」など刊行物の改訂については、区民一人ひとりに災害を自分事として捉えていただき、行動変容につながるものとします。区民公募委員で構成される防災懇談会の場でもご意見をいただきながら、改訂を進めます。</p>	△
25	<p>私の住むマンションでは、災害用簡易トイレや防臭袋を備蓄しておくよう呼び掛けている。 災害用簡易トイレと防臭袋の購入助成制度があると良い。</p>	<p>これまで、災害用簡易トイレを防災訓練やイベントで配布し、家庭内備蓄を呼び掛けてきたところです。居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布します。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用の補助制度を創設します。 家庭内での備えや室内の安全対策の充実を図るため、引き続き、防災用品のあっせんを行っていきます。</p>	※
26	<p>私のマンション管理組合では、要介護認定されている方など世帯の状況を把握している。 マンション居住者が避難所に行かなくて済むように、区が支援しながら、防災対策を自ら完結できるマンションを作っていくことが重要だ。</p>	<p>居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布します。防災会の組織化や防災マニュアルの作成などのマンション防災会の活動支援を行います。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用の補助制度を創設します。 引き続き、マンション防災会の結成から活動までを支援していきます。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
27	<p>練馬区でもマンション管理計画認定制度がスタートした。その中で防災マニュアルの作成や定期的な防災訓練の実施、居住者名簿の作成などの評価項目もある。しかし、賃貸マンションについてはそのような制度がない。</p> <p>ぜひ賃貸マンションにも制度の構築を検討してほしい。</p>	<p>賃貸マンションは、分譲マンションとは異なる課題があることから、より一層の、居住者の自助・共助意識の向上が必要と認識しています。</p> <p>これまでも、区のマンション防災対策として、防災に関する組織の設置や防災マニュアルの作成などのマンションにおける防災活動の支援を行っています。「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布し、在宅避難が可能となるよう、居住者の自助・共助意識を向上させていきます。</p>	△
28	<p>中高層マンション防災対策は、避難や発災直後の安否確認、あるいは避難生活も重要だが、一方で、賃貸ではなく区分所有の場合、その後に修理や建て替えなどの問題が出てくる。そういった問題も含めて、いざというときに備え、マンションコミュニティの形成をしっかりとすることが重要だ。</p> <p>避難生活や備蓄、建て替えなどの内容を盛り込んだマンション防災のためのリーフレット作成や、建て替えなどの合意形成を着実にを行うためのマンションコミュニティの重要性、防災会の重要性などを合わせて伝えてほしい。</p>	<p>マンション特有の防災課題があることから、中高層マンション防災対策の推進が重要です。これまで、マンション防災会の結成支援はもとより、訓練支援や資器材の貸与なども行っています。また、防災カレッジ事業では、中高層マンション居住者向けの防災講習会の開催を行っています。</p> <p>コミュニティの重要性について、周知・啓発していきます。</p>	○
水害対策に関すること			
29	<p>河川改修や総合治水などは、抜本的で重要な対策だが、公的な対策だけでなく、個々の住民の住宅に雨水浸透枡を設ける、あるいは大規模開発時の遊水池の設置や雨水貯留などの観点で、区として、他の自治体で行っているような住宅の雨水浸透枡の補助を行うなどの対応をしなければ、昨今の水害に備えることは難しいのではないかと。</p>	<p>区では、雨水浸透施設を設置する費用の助成を行っています。引き続き、周知・啓発を行っています。</p>	○
30	<p>地震・火災対策に重点が置かれているが、水害対策についても重点的に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>水害対策については、近年で最大被害をもたらした、令和元年台風第15号・第19号への対応を踏まえて、令和2年度の計画修正で対応しました。今回の修正においても、重点的な取組として「水害対策」を位置付け、今後の対策の方向性を示しています。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
避難行動要支援者対策に関すること			
31	<p>福祉避難所への直接避難について、具体的な記載がない。収容者数と避難者数。地域バランスなど実現可能性のある内容が必要だ。個別避難計画とも連動するため、地域ぐるみで誰でも個別避難計画作成に関われる仕組みづくり等が必要である。</p> <p>また、やむをえず自宅避難をする人への支援やニーズ調査の体制づくりの確保が必要である。</p>	<p>介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難は、受入対象者の調整や移送手段の確保等に課題があります。それらの課題解決に向けて検討します。</p> <p>個別避難計画の作成については、その過程で人のつながりが生まれ、関係者の防災意識が向上し、実効性のある避難支援につなげることを目標としています。</p>	○
32	<p>高齢の方は、高い場所への感震ブレーカーの取付けが難しい方が多い。椅子から転倒して大けがをする可能性もあり、取付支援が大切である。</p>	<p>特に配慮が必要な避難行動要支援者を対象に、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を実施します。</p>	○
33	<p>被害想定死者数のうち、避難行動要支援者は約75%と多くを占めている。</p> <p>避難行動要支援者の死亡率を下げる事が重要な課題と考える。</p>	<p>避難行動要支援者に対して、リーフレットを活用し、感震ブレーカーの設置や家具転倒防止など地震・火災対策の周知・啓発を行います。また、特に配慮が必要な避難行動要支援者を対象に、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援、家具防止器具の設置支援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組みます。</p> <p>避難行動要支援者が「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画の作成を進めるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用したより実効性の高い訓練を実施します。</p>	○
34	<p>避難行動要支援者名簿の取扱いや安否確認について、役割や対応が十分に民生・児童委員に周知されていない。</p> <p>庁内が綿密に連携しながら事業を進めていくことが大切である。</p>	<p>災害時に、民生・児童委員には、区民防災組織等の地域と連携し、避難行動要支援者の名簿を使って安否確認や避難支援を行っていただくこととしています。そのために、年2回の名簿更新時に周知するとともに、名簿を使った訓練を実施しています。</p> <p>引き続き、庁内で密接に連携しながら進めていきます。</p>	△

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
35	<p>個別避難計画の作成にあたり、近隣に住んでいる方の協力もあると、よりスムーズに計画作成が進むのではないかと。</p>	<p>令和6年1月から、「どこへ」「だれと」避難するかを予め定める個別避難計画の作成を、避難行動要支援者のみの世帯から優先的に進めています。</p> <p>個別避難計画の作成にあたっては、避難支援者の確保が重要です。多くの場合、家族や知人が想定されますが、地域住民や事業所の協力も必要であることから、引き続き区民防災組織等に継続的に働きかけを行います。</p>	○
36	<p>個別避難計画の作成は、「どこへ」「だれと」とあるが、災害はいつ発生するかわからないため「いつ」という考え方が必要ではないかと。今後高齢化が進行し、ますます要支援者が増加すると思われる。</p> <p>数値や現況を更新しながら対策を進めてほしい。</p>	<p>災害対策は、季節、時刻、気象条件を考慮した検討が不可欠です。そのため、練馬区地域防災計画では、令和4年5月に東京都防災会議が作成した「首都直下地震等による東京の被害想定」で示された、練馬区の最大被害を想定した対策を講じています。</p> <p>「第3次みどりの風吹くまちビジョン」では、人口動向分析や財政状況を考慮した事業計画を立てており、計画的に各施策や事業を進めていくこととしています。令和6年度からの重点的な取組については、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に位置付け、同アクションプランで具体的な数値目標等を設定し、計画的に事業を進めていきます。</p>	○
37	<p>個別避難計画の作成について「だれと」という言葉が出てくるが、「だれと」を特定の個人としてしまうと、実際に災害が起きた際に計画が機能しない可能性がある。</p> <p>「だれと」というのは、特定の個人に絞るのではなく、近隣の方も含めた地域全体で考えたほうが実効性のある計画になるのではないかと。</p>	<p>個別避難計画の作成にあたっては、避難支援者の確保が重要です。多くの場合、家族や知人が想定されますが、地域住民や事業所の協力も必要であることから、引き続き区民防災組織等に継続的に働きかけを行います。</p>	○
38	<p>避難行動要支援者対策について、要支援者の場合、災害から生き延びることも大事だが、その後の介護・福祉の提供をいかに途切れさせないかが、生死や生活の質に大きく関わってくる。</p> <p>介護関係の方も同時に被災するので、公的機関が災害直後の介護・福祉の個別ケアの継続という問題を大きく見る必要がある。</p>	<p>コロナ禍と同様、エッセンシャルワーカーの方々が、介護・福祉事業が機能していただかなければ、速やかな復旧・復興は困難です。</p> <p>コロナ禍での経験・教訓を踏まえ、練馬区業務継続計画（地震編）の見直し等の中で、検討していきます。</p>	△

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
39	<p>福祉避難所の収容人数よりも個別避難計画で避難が想定される人数が多くなってしまった場合や、自宅の近くに福祉避難所が無い場合の対応を伺う。</p>	<p>福祉避難所は、避難拠点の要配慮者スペースでの長期にわたる避難生活が難しい特別な配慮を必要とする高齢者や障害者などを対象としており、福祉避難所への受入対象者を調整し、避難拠点から福祉避難所に移送します。</p> <p>福祉避難所まで移送する必要がある場合は、協定団体へ輸送手段の確保を要請します。</p>	○
40	<p>避難行動要支援者名簿に登録されていない方でも一人暮らしで支援が必要な方がいるという話を聞く。</p> <p>本当に支援が必要な方を登録できる仕組みづくりが必要と考える。</p>	<p>区の内部で把握している要介護者や障害者等の情報をもとに、自動登録の要件に該当する方を避難行動要支援者名簿に登録し、その旨をお知らせしています。また、自動登録の要件に準ずる方で避難行動要支援者名簿に登録を希望する方も登録しています。</p> <p>災害時に支援が必要な方で、避難行動要支援者名簿に登録されていない方については、引き続き、様々な機会を通じて登録勧奨を行います。</p>	○
41	<p>安否確認マニュアルでは、安否を確認する主体は、避難拠点運営連絡会のメンバーや地域包括支援センターの職員、清掃事務所の職員と3つの主体が並行して確認し、福祉部が最終とりまとめをすることとなっている。この方法は、かなり時間がかかるように感じる。</p> <p>核となる主体を決めて動けないか。</p>	<p>災害時は避難拠点を中心に民生・児童委員、防災会等が安否確認を行いますが、担い手が不足することあることから、地域包括支援センターなど、様々な担い手が重層的に安否確認を行います。</p> <p>一方で、令和6年1月から、安否確認の迅速化を図るため、避難行動要支援者が自ら安否状況を報告する安否状況専用回答フォームの運用を開始しました。</p> <p>また、安否確認マニュアルは、令和6年5月を目途に改訂する予定です。</p>	○
区民の行動変容につながる周知・啓発対策に関すること			
42	<p>訓練に実際に参加できない人のために、映像配信などオンラインを併用した訓練の実施を区が支援すべきである。</p>	<p>消火器の使い方や地震が起きた時の行動等について「防災学習動画」を作成し、区のホームページ内で視聴できる取組を行っています。今後もYouTube等を活用し、動画視聴による周知・啓発に取り組みます。</p>	△

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
43	区民一人ひとりに取り組んで欲しいことを区がしっかりと伝えていくことが重要である。	直近の区民意識意向調査の結果でも、在宅避難に向けた備えなど、未だ十分とは言えない状況です。 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開していきます。	○
44	以前、ねりまちレポーター制度を活用し、区に連絡したところ、傾いているブロック塀が改善されたことがある。このように住民の危機意識を向上させる取組も重要である。	区民一人ひとりの防災意識を高め、伝えていくことが重要と認識しています。 区では、防災カレッジ事業で、講座や講習会を開催するほか、訓練の実施、広報誌等を使って、防災意識を高めるための様々な取組を行っているところです。 区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開していきます。	○
45	「周知・啓発」は行政側の行動であり、区民がどう行動すればいいか、というイメージは伝わりにくいのではないかと。「区民は何をすればいいのか」という視点を軸にして伝えていくべきである。	区民の視点に立って、どのような情報を発信すれば、区民の具体的な行動変容につながるか、このような観点で戦略的な周知・啓発活動を展開します。	○
46	防災関係の広報物を見るとかなり多くの情報があり、印刷物は要点だけ記載して、その他の情報はホームページに移すほうが良いと考える。	「防災の手引」や水害ハザードマップなどは、区民の皆さんに必要な情報を様々盛り込んでいることから情報量が多いと認識しています。 今後は、広報誌やホームページなど全般を見直し、区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開していきます。	△
47	自分が住んでいるマンションの約7割以上が、「防災の手引」を読んでいる。そのため、個別具体的に備えを伝えることが重要と考え、マンション内の階層ごとに月1回程度のペースで勉強会を行ってきた。徐々に備える方が増えてきたが、それでもなお、備えをしない方もいる。 区の周知・啓発の取組も工夫しないと区民の行動変容にはつながらないと考える。	今年度実施した区民意識意向調査によると、「防災の手引」を知っている方は約4割程度です。 戦略的な周知・啓発活動を展開し、より多くの区民の皆さんにご理解いただき、具体的な行動変容につながるよう取り組みます。	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
48	周知・啓発において、主語を書いておかないとだれが何をやっていいのか分からない。区民向けに備えるべきことを伝えるときには、主語を明記することが重要である。	区民の皆さん向けの広報誌やホームページでは、分かり易いものとなるよう、平易な表記としています。今後、表記については、区民の皆さんの具体的な自助の取組につながるよう改善します。	△
49	区民に練馬区の防災対策を伝えるために、動画配信などを活用して、わかりやすく届けることが有効と考える。	防災・減災対策を分かりやすくお伝えするため、地震が起きたときの行動や消火器の使い方などの防災学習動画をホームページを通じて配信しています。場所や時間にとらわれず防災を学ぶことができるよう防災学習コンテンツを充実し、配信します。	○
50	保健相談所や図書館など、若い方が集まる施設で防災の普及啓発ができると良い。	ねりま防災カレッジ事業では、学校や保育園、地域の活動団体等の要望に応じて、ねりま防災カレッジ事業の出前防災講座を行っています。また、乳幼児の保護者向け防災講習会を乳幼児の保護者が集まる公共施設で行うなど、参加者のニーズに応えることができるよう、事業運営方法を毎年見直ししながら工夫を重ねています。	□
51	避難訓練は、学校から親子参加を呼び掛けるなど、工夫が必要と考える。 訓練に子どもだけ参加しているケースもあり、親に対して災害時に自分の子どもを守るのは自分だという意識をもっと持ってほしい。	学校における児童・生徒への防災学習の機会を通じて、保護者にも訓練に参加を求めるなど、学校とも連携して地域防災力の強化に取り組めます。	◎
避難所対策に関すること			
52	発災直後に亡くなる方だけでなく、災害関連死への対策も重要である。	災害関連死を防ぐため、避難拠点で良好な環境が確保されるよう、要配慮者に配慮した避難スペースの確保、トイレ環境の確保などに取り組み、環境整備に努めています。 環境の整備にあたっては、女性、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の多様な避難者に対して、十分な配慮を行います。 また、災害時には、避難拠点への保健師等の巡回や避難拠点における巡回診療・巡回相談などの保健衛生活動も行います。	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
53	<p>避難拠点について、災害時においても学校施設の管理者が学校長であるが、非常時であれば管理者不在になる可能性も高い。迅速・的確な対応のため、区要員の班長など複数人に優先順位をつけて、管理者到着までの暫定管理者権限を与える仕組みを構築すべきである。</p>	<p>発災時に学校長が不在の場合でも避難拠点運営に支障が出ないように、あらかじめ区、学校、地域が避難拠点会議等で学校施設の利用計画等（使える場所や判断する人の順位等）について協議し、管理者が到着するまでも運営が行えるよう避難拠点運営マニュアルを作成しています。</p> <p>引き続き訓練やマニュアルの検証を通じて、避難拠点運営に係る共通認識を図っていきます。</p>	○
54	<p>避難拠点のマニュアルは、区全体の共通事項と、施設ごとの設備等に伴う個別の事項がある。拠点ごとのマニュアルとあるが、区が一定のガイドラインを示すべきである。</p> <p>また、在宅避難者への物資の配布などをどのように行っていくか、一定のガイドラインが必要ではないか。在宅避難している独居高齢者や身体的問題を抱えている人に物資を届ける仕組みや、確実なチェック方法等の具体的な対応方針が欠かせないと考える。</p>	<p>区は、避難拠点運営の基本的事項を記載した避難拠点運営マニュアルのひな型を作成しています。各避難拠点での施設利用計画やルールなど個別の事項については、施設の特徴や地域の状況等を踏まえて、マニュアルに反映しています。</p> <p>マニュアルでは、在宅避難者の受付や物資配布の対応についても定めています。訓練等で顕在化した結果を踏まえて、適宜、マニュアルに反映することとしています。</p>	□
55	<p>現在の想定以上の被害が発生した場合や、日中に人が多い地域では、避難拠点の収容人数以上に避難者が発生することも考えられる。水、食料、ミルク、毛布、カイロ、トイレ等は多めに用意しておくべき。また、道路の寸断により救援に時間がかかる可能性も考慮し、救助に使用できる道具も多めに用意しておくべきである。</p>	<p>練馬区地域防災計画で定める被害想定に基づき、食料、飲料水等は在宅避難者の食料需要を考慮し、避難所避難者数の想定以上の備蓄を行うこととしています。今後は、さらに避難者用携帯トイレの増量に取り組みます。</p> <p>また、口腔ケア用品、ボディシート等の衛生用品を新たに備蓄します。</p> <p>避難所の備蓄物資が不足した場合には、集中備蓄倉庫から物資を輸送します。また、プッシュ型で物資を搬送することとしています。</p> <p>避難所への物資輸送は、協定団体である東京都トラック協会練馬支部の協力のもと行うこととしており、道路についても避難所までの間の道路の一部の路線を障害物除去路線に指定しています。道路に被害が及んだ場合には、練馬土木協会など協定団体の協力により、迅速な道路啓開を行います。</p> <p>なお、区内279団体の区民防災組織に対して救助用資器材を貸与しています。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
56	<p>避難所では女性や子供が性的被害に遭う危険もある。トイレや寝る場所を男女で分けたり、相互に注意しておくなどの対策をすべきである。</p>	<p>盗難や性的被害等の犯罪を防止するため、避難生活の際に「女性や子どもは一人でトイレに行かない」等の周知・啓発を行うとともに、定期的に巡回警備することとしています。</p> <p>また、男女別の更衣室、授乳室、おむつ交換場所等をあらかじめ避難拠点運営マニュアルで定めることで、女性への配慮や避難者のプライバシーを確保します。</p>	○
地域防災力の向上に関すること			
57	<p>阪神・淡路大震災の現地で、死者が少ない地域は地域コミュニティが機能していたと感じた。</p> <p>地域コミュニティが何よりも大事である。</p>	<p>阪神・淡路大震災では、自治組織の充実していたところほど被害が小さかったと言われています。また、東日本大震災や熊本地震においても、住民による自治が早くから機能した避難所ほど、円滑な避難所運営が行われたと言われています。</p> <p>「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とし、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合うシステムを確立します。</p>	○
58	<p>阪神・淡路大震災の教訓からも、日常生活における人々の結びつきは、災害時に人の命を救う上で大きな力を発揮している。地域のつながりを深める共助の必要性も打ち出していくことが重要である。</p>	<p>区では、区民の皆さんに防災対策を分かりやすく伝えるため、全戸に配布している「防災の手引」の冒頭で、区民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」という自助・共助の意識を持ち、日頃から災害に備えることを掲載するなど、様々な場面や機会を捉えて、自助・共助の重要性について周知・啓発しているところです。</p> <p>区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民の具体的な行動変容につながるよう戦略的な周知・啓発活動を展開していきます。</p>	○

番号	意見【概要】	区の方考え方	対応状況
59	<p>災害対策基本法や練馬区災害対策条例には、区民の責務が記載されている。約75万人の区民の自助、共助の意識をいかに変えることができるかが重要なことから、自助について区民が自らの責任で備えていくことを全面的に打ち出していくことが重要である。</p>	<p>区では、区民の皆さんに防災対策を分かりやすく伝えるため、全戸に配布している「防災の手引」の冒頭で、区民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らのまちを自ら守る」という自助・共助の意識を持ち、日頃から災害に備えることを掲載するなど、様々な場面や機会を捉えて、自助・共助の重要性について周知・啓発しているところです。</p> <p>区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開していきます。</p>	○
60	<p>地震と火災の初期行動は異なる。また、発災時は混乱するので、地震と火災の初期行動が異なることを子どもにも分かりやすい内容で周知・啓発していくことが重要である。</p>	<p>「防災の手引」では、地震と火災の初期行動を分けて記載しています。今後は、より簡潔に分かりやすくし、学校教育にも活用できるように改善していきます。</p>	△
61	<p>火の用心で地域の見回りをやっもうるさいと言われるような時代だ。親世代の意識が時代とともに変わってきたことから、学校において、より一層の防災教育や保護者への周知・啓発に取り組んでいくことが必要と考える。</p>	<p>「防災の手引」について、今後、より簡潔に分かりやすくし、学校教育にも活用できるように改善していきます。</p> <p>また、保護者の方を巻き込んだ対策も検討していきます。</p>	◎
62	<p>防災訓練をしても参加者はいつも同じ顔ぶれのため、町会・自治会のDX化が進めば、訓練参加者数の増加につながると考える。</p>	<p>町会・自治会の回覧板や掲示板、学校を通じた回覧などを通じて、防災訓練の実施についてお知らせしています。しかしながら、参加者はいつも同じ顔ぶれである、といった意見も地域の皆さんから伺っています。</p> <p>町会・自治会に向けては、デジタル講習会の実施やアドバイザー派遣、インターネット環境の整備を行うなど、町会・自治会のデジタル活用について支援しているところです。</p> <p>より多くの方々に参加していただけるよう、町会・自治会や学校等と連携し、参加者数の増加に向けて取り組んでいきます。</p>	□

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
63	<p>在宅避難を呼びかけるために、啓発が大切だ。特に、在宅率の高い小中学生や高齢者への啓発が重要である。</p> <p>自助対策として防災対策の啓発を積極的に行ってほしい。</p>	<p>これまで区では、全世帯に配付している「防災の手引」や区報、ホームページのほか、講座や訓練などの機会を通じて耐震補強や家具類の転倒防止など、建物と室内の安全対策や水、食料、生活必需品などの備えを啓発しています。</p> <p>区立小中学校では、児童・生徒の発達段階や学級の実態に則して、計画的な防災指導を行うこととしています。また、高齢者等を対象に区と消防署が連携して、防火防災診断を実施しており、各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や、住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行っています。</p> <p>引き続き、在宅避難をより着実なものとするため、区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開します。</p>	○
64	<p>避難拠点におけるプライバシーの確保は、現状そのようになっていないのではないかと。仮にこれを避難拠点で実行すると、十分な人数を受け入れることができない。発災時に混乱しないよう具体的な対策が必要だ。</p>	<p>避難拠点では、女性、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分に配慮をすることとしています。プライバシーの確保については、男女別の更衣室、授乳室、おむつ交換場所等をあらかじめ避難拠点運営マニュアルで定めることで、女性への配慮や避難者のプライバシーを確保します。訓練等でマニュアルを検証し、結果を適宜反映しています。</p>	○
65	<p>災害時に困難な状況におかれる障害者、高齢者、性的マイノリティ、日本語が不自由な人、外国籍の人などが、避難所の利用を躊躇わず必要な支援にアクセスできるための施策をとること。大規模災害時に福祉避難所の運営が困難になることは、これまでの災害でも明らかであり、福祉避難所の運営等の計画をたてるとともに、障害者も地域の避難所を第一の選択肢にできる取組が必要だ。日常生活で弱い立場の人でもすべての避難所を利用できるように、避難所は包括的な差別禁止のルールのもと運用することを言明するべきである。</p>	<p>避難拠点では、自宅や知人宅などで避難することが困難な方を受け入れることとしています。また、女性、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者に、十分に配慮した運営を行うこととしており、「防災の手引」や区ホームページでも周知・啓発しています。</p> <p>福祉避難所では、発災時の開設に向けたマニュアルを備えています。平常時から受入訓練やマニュアル等の見直し、備蓄物資の充実等、絶えず見直しを行いながら災害対策の推進に努めています。</p> <p>また、介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難は、受入対象者の調整や移送手段の確保等に課題があります。それらの課題解決に向けて検討します。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
66	<p>能登半島地震の被災者の状況を踏まえ、避難所での災害弱者の方への支援を具体的に記載してほしい。災害関連死が生じないような対策をとってはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各避難所での段ボール間仕切り、段ボールハウスなどプライバシー保護、安心して生活できる環境を整備し、必要数の物資を各避難所にあらかじめ確保しておくこと。また、段ボールベッドを予め確保しておくこと。 地震により事業所が被災し、事業所からの支援が得られなくなったり遅くなることを想定して事前対策を強化すること。 災害福祉チーム/DWATを練馬区内に発足させること。 	<p>各避難拠点では、プライバシー確保や感染症対策のため、あらかじめ簡易テントを備蓄しています。段ボールベッド等は、事業者との協定により、迅速に調達できるよう体制を整えています。また、避難拠点等を保健師が巡回し、健康相談や健康面のモニタリング、感染症拡大防止に向けた注意喚起等を行います。</p> <p>避難行動要支援者は、安否確認や必要な介護・障害福祉サービスの提供を受けるため、専門事業者の応援が必要になります。そのため、区内の介護・障害福祉サービス事業者と、災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定を締結し、年3回連携検討会を実施するとともに、サービス提供訓練等を実施しています。</p> <p>なお、現在のところ、災害福祉チームを発足させる考えはありません。</p>	○
67	<p>令和6年能登半島地震では、学校の校庭の地割れ、崩落が起きている。避難拠点では校庭が使用できないことも想定した運営が必要である。</p>	<p>各避難拠点では参集から開設、運営に至る一連の流れについて避難拠点運営マニュアルを作成しています。マニュアルに沿って開設時の施設内安全確認の方法や施設が使用できない場合などの初動対応訓練も行っています。</p> <p>訓練等で検証した結果は適宜マニュアルに反映しています。</p>	□
区の備蓄等に関すること			
68	<p>飲料や食料の備蓄を進めるべきである。</p>	<p>在宅避難者も含め、被害想定に基づいた需要量の備蓄を計画的に進めています。</p>	○
69	<p>区の備蓄や避難拠点では、アレルギーのある方、乳児、高齢者、宗教上の理由など、食べられるものに条件がある方に多様に対応する必要がある。</p>	<p>区ではアレルギー物質28品目不使用の食料、乳児用ミルクを備蓄しているほか、食物アレルギーのある方、乳幼児、高齢者等で食事への配慮が必要な方に、管理栄養士等が栄養管理等を行うこととしています。また、アレルギー対応食備蓄の充実を進めています。</p> <p>区の備蓄のほか、自分自身が安心して食べられる食品を家庭でも備蓄するよう、自助の取組を周知・啓発しています。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
その他			
70	タンスなどを置いた際に、重いものを下の方に置いて倒れにくくしてはどうか。	防災講話や防災企画展、ねりま防災カレッジの講座等の機会を活用し、自宅の耐震化はもとより、家具類の転倒防止に合わせて室内の安全対策についての周知・啓発に取り組んでいます。	○
71	在宅避難に必要な備蓄（食料だけでなく、カセットコンロ等も）のほか、ポリ袋を使った調理方法やトイレ対策など、周知啓発を進めてほしい。また、避難拠点においても在宅避難を後押しする取組を支援してほしい。	建物の耐震化や室内の安全対策、食料・飲料水のローリングストック、生活必需品の備蓄、トイレ対策など、在宅避難に必要な備えの周知・啓発は、区内全戸に配布している「防災の手引」や区ホームページ等を活用して重点的に進めています。 さらに、避難拠点等での訓練や講話においても在宅避難に必要な備えの周知・啓発を進めています。ねりま防災カレッジでは、ライフラインが止まってもカセットコンロや耐熱ビニールを使って温かい食事を作る手法を学ぶ講座「食と防災」を通じて、在宅避難のための取組について積極的に周知しています。	○
72	帰宅困難者を支援する施設が十分に周知されていない。駅や幹線道路沿いに案内看板を設置するなど周知すべきである。	帰宅困難者の行動ルールや帰宅困難者受入施設の地図を掲載したリーフレットを作成しており、駅で配架・配布します。	○
73	先日、東京都から「東京防災」冊子が配布されたが、配布後に引っ越してきた人にも、転入時に冊子を配布したり、電子版を案内するのが良い。	東京都に対して、転入者の方にも広く配布するよう、また電子版の周知について、要望していきます。 なお、練馬区では、区の防災対策などをより詳細に記載した「防災の手引」を転入時に配布しています。	△
74	避難拠点における通信環境の確保について、通信キャリア事業者とも連携すべきではないか。また、各避難拠点ごとにスターリンクの導入も検討してはどうか。	通信事業者は防災関係機関であるため、災害時はもとより、平常時から連携して防災・減災対策に取り組んでいます。 スターリンクは、東京都が、都内各自治体との通信環境を多重化するために配備すると東京都から聞いています。避難拠点等におけるスターリンクの活用については、今後、国や東京都、他自治体の動向を伺いながら検討します。	△

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
75	<p>光が丘地区に湯を供給している株式会社東京熱供給社の災害時の計画はどのようになっているか。また、区による事業継続計画の監査などを考えてもよいのではないか。</p>	<p>生活に欠くことのできない施設の維持管理については、各事業者の責任において検討するのが原則です。 東京熱供給株式会社は、地震等の大災害対策に係る対応を措置要領として定めています。 なお、区は、当該事業者の株主であることから、機会を捉えて事業改善につながる申し入れを行っています。</p>	□
76	<p>練馬区災害時協力登録車制度をさらに推進し、チラシの配架など、広く啓発を行うべきである。</p>	<p>区は、災害時協力登録車制度と併せて、事業者と協定を締結し、避難拠点等における緊急電源の確保を進めています。 災害時協力登録車制度については、区ホームページや自動車販売営業所でのチラシ配架を通じて、引き続き啓発を行っていきます。</p>	□
77	<p>地区防災計画の策定と区民防災組織の活動について、以下の点が必要と考える。 ・区民防災組織の活動として、地区防災計画の策定を明確に位置付けるべき。区民防災組織は、防災士などの専門家の支援を得て、地区防災計画の作成、訓練を実施すること。また、発災時に能動的に防災活動を行うことを区民の責務とすること。 ・区民防災組織による地区防災計画策定が進むよう、地区防災計画策定の奨励、区と地域が一体となった検討など、区の積極的な姿勢を示すこと。 ・各マンションでの区民防災組織の結成、地区防災計画の策定等を進め、区内全てのマンション居住者が区民防災組織に所属する体制を目指すこと。</p>	<p>練馬区内では、避難拠点運営連絡会、防災会、市民消火隊その他の区民防災組織が、それぞれの地域特性に応じた防災活動を盛んに行っています。このような各地域における自助・共助の取組は、災害対策基本法による地区防災計画のねらいに相応する活動であることを、地域防災計画に定めています。 また、地域防災計画では、区民の責務として、災害時において被災者の救援や避難拠点での活動などの支援に取り組むことなどを定めています。一方で、区民防災組織は、地域の自主的な防災組織であることから、ご意見のような、防災士などの専門家の支援を得て、地区防災計画の作成や訓練を実施することを、区民防災組織に求める考えはございません。 また、マンション防災会の結成や活動支援の取組は既に行っており、より一層これらの取組を進める考えです。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
78	<p>能登半島地震等に見られる広域停電・断水に対応するためには、人力の防災井戸、非常用発電機等による電動の深井戸を、既存公園等に常時確保しておくことが重要。公園に震災時の給水拠点の機能を追加し、防災井戸を設置することが必要である。</p> <p>また、公園に設置する防災井戸は平時には植生・花壇への散水等で利用するとともに、近隣のボランティア団体に公園の管理を委託するなかで防災井戸の維持管理も行ってはどうか。</p>	<p>震災時の生活用水については、民間等の協力による約500か所のミニ防災井戸の指定と、避難拠点（全区立小中学校）に設置している学校防災井戸により確保しています。</p> <p>また、飲料水については、避難拠点へのペットボトル飲料水の備蓄、東京都が設置した12か所の給水ステーション、協定団体である東京都トラック協会練馬支部による給水タンク搬送等により確保しています。</p> <p>防災機能を有する区立公園の整備については、大規模な公園の新設や防災まちづくり推進地区等における公園整備の際に、地域の皆さんのご意見を伺いながら検討します。</p>	○
79	<p>被災者に対する支援がトータルでサポートされると良い。</p>	<p>区では、災害時に被災者台帳を作成し、支援漏れがないよう区内で共有し、被災者の支援を総合的かつ効率的に実施することとしています。</p>	○
80	<p>事業者などは自らのBCPの作成・見直し、区民は一人ひとりが何をすべきか考えることが重要である。</p>	<p>災害に備え、事業者がBCPを策定することで、震災が発生した場合でも事業の継続と迅速な復旧が図られ、顧客や従業員の安全が確保できます。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながることから、区では、事業者へのBCPの策定について普及・啓発に取り組んでいます。BCPの見直しについても、あわせて普及・啓発していきます。</p> <p>区民の皆さんに向けては、区民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らのまちを自ら守る」という自助・共助の意識を持ち、日頃から災害に備えるよう、周知・啓発に取り組んでいます。</p>	○
81	<p>他自治体の取組が参考になることは大いにありと考えるので取り入れるべきだ。</p> <p>また、防災対策における他自治体との連携についても明らかにしてほしい。</p>	<p>地域防災計画の見直しの中では、協定を締結している自治体はもとより、他自治体の取組についても、調査・研究して積極的に取り入れています。</p> <p>他自治体との連携については、10自治体と防災協定を締結しています。職員派遣までを明記した上田市、前橋市、上尾市との協定のほか、近隣自治体などとも協定を締結しています。このほか、特別区として相互応援協定を締結しています。</p>	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
82	災害時の通信インフラを強化することが重要だ。自動車を用いた情報通信システムの導入などを検討してはどうか。	災害時における情報伝達を確実にし、通信インフラを強化するため、移動系防災行政無線等の見直しを行っています。 既に、一部の車両では、移動系防災行政無線機を搭載しています。自動車を用いた情報通信システムについては、有効活用ができるかどうか、引き続き情報収集および研究に努めていきます。	△

6 子どもから寄せられた意見（要旨）と区の考え方

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
1	川があふれないように、川の近くに高い塀を立ててはどうか。	川があふれないようにすることは大切です。そのため、川に塀を立てるのではなく、川の幅を広げたりしています。道路・公園に降った雨が川に流れないように地下空間に水をためたり、土に水をしみこませる舗装をして、川があふれないように取り組んでいます。	○
2	そもそもわかりにくい計画である。	学校や地域の防災訓練などを通じて、防災の基本や練馬区の取組を知ってもらえるように工夫していきます。	△
3	火事の際に、木が近くにあると燃え移って危ないので、家と木は近くにせず、離してはどうか。	道路の街路樹や生け垣などは、火事が広がるのを防ぐ役割もあります。道を広くしたり、危ないブロック塀を減らすことと一緒に、みどりも広げていきたいと考えています。	○

番号	意見【概要】	区の考え方	対応状況
4	<p>これから新しく建つ家は、できるだけ高い所にしたり、家同士の間を広くしてはどうか。</p>	<p>練馬区では、つ波の心配は少ないですが、たくさんの雨が降り、川の水がふえて、川から水があふれてしまう場所があります。区では、こうした場所を地図（ハザードマップと言います）にして、区民の方にお知らせし、対さくをお願いしています。</p> <p>また、法律に基づいて、家を建てる土地の広さについてルールを作っています。家と家の間が狭くなり過ぎないように、対さくをしています。</p>	○
5	<p>防災訓練に関係した運動会をやる とよい。</p>	<p>防災訓練の内容にバケツリレー競争を取り入れ、楽しみながら防災も学べるようにしたことがあります。楽しみながら防災を学べる内容について考えていきます。</p>	△